

社援発 1222 第 7 号  
令和 7 年 12 月 22 日

都道府県知事長  
市町村 殿

厚生労働省社会・援護局長  
〔公印省略〕

「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令」の施行について  
(通知)

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 432 号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり本日施行されたところです。

改正政令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

記

1 改正政令の内容

独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、指定居宅介護支援の事業に係る施設等（※）を追加すること。（第 1 条関係）

独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、指定居宅介護支援の事業に係る施設等を設置し、又は経営する法人を追加すること。（第 2 条関係）

（※）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援の事業に係る施設、同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の事業に係る施設又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業に係る施設をいう。

2 施行期日

公布の日（令和 7 年 12 月 22 日）